

## 国民所得勘定体系の改訂について

( 3 9 5 3 1 )

国民経済計算の整備・統合に関しては、その具体的方法として、国民所得勘定を中核とし、これを構成する個別勘定の拡充を通じて、他の経済計算との接合・関連をはかること（部分的統合方式）が明らかにされている（「国民経済計算調査委員会報告」参照）。

このように、国民所得勘定は、各種の経済計算の統合の基礎たりうる重要性をもつほか、国民所得統計の国際比較、ならびに、その質・量両面における改善による分析利用度の向上、という観点からみても、適切な勘定体系として設計されるべきが、基本的な重要性をもっている。

また、現行の勘定体系は、「昭和26年度国民所得報告」において設計されたものが基礎となっており（概をE.C.A.F.E方式にとっている）、その後、部分的な修正もおこなわれたが、本質的には、現在まで変更がなかった（ただし、昭和27年度報告までは、生産・分配・支出の系列が主で、勘定——狭義の「国民経済計算」とよんでいた——は、おしる従の地位におかれていたが、昭和27年度報告以降、勘定部分を冒頭に示す様式に変更された。）

他方、国連によるSNAの発表（1953年）、改訂（1960年、1963年）もあつて、国民所得勘定体系の国際標準化の動きは活発である。しかも、現在では、大きく国際的な規模で、SNAの拡張、改訂という形で、各種の経済計算の統合問題が日程に上ってきている。わが国における国民経済計算の整備統合も、大きくは、この世界的潮

流にそうものであるといえる。

国民経済計算審議会は、各種の経済計算の整備・統合を推進するために、昭和28年度に組織された機関であるが、その広汎な作業の第一歩として、勘定体系小委員会を組織して、上記の諸要求にこたえうる国民所得勘定体系の検討、設計に当たった。小委員会の原案に対して、種々の検討を加え、若干の修正が施されたのち、いちおうの成案を得た。

以下に示される勘定体系は、昭和29年3月末のオ3回国民経済計算審議会において、大筋の承認を得たものであり、今回発表された昭和29年国民所得勘定の改訂計数は、この新しい勘定体系によって表示されている。

以下に、新体系と現行体系とを対比して掲げるが、改訂の主要点は、およそ次のとおりである。

### (1) 国民所得分配勘定の設置

現行体系では、分配国民所得の系列が、たんに附表の一つとして表示されているが、新体系では、これを勘定の中に組みこみ、あわせて、全体として勘定項目の整理をおこなつて、完全接合方式（*fully articulated system*）の勘定体系を設計した。これによって、すべての勘定項目の *consistency* が保証されることとなつた。

なお、勘定の名称およびその配列は次のように対比される。

(なお、実質系列の表章については、目下実質推計の問題を模索中であり、その表章についても未定である。)

(新体系)

(現行体系)

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1. 国民総生産と総支出勘定 | 1. 国民総生産と総支出   |
| 2. 国民所得分配勘定    | 2. 個人所得とその他の処分 |
| 3. 個人勘定        | 3. 財政収支        |
| 4. 政府勘定        | 4. 海外収支        |
| 5. 資本形成勘定      | 5. 総貯蓄と総資本形成   |
| 6. 海外勘定        |                |

国民所得勘定体系の対比

(新体系)

1. 国民総生産と総支出勘定

1.1 国民所得(要素費用表示の国民総生産) (2.10)	1.6 個人消費支出(3.1)
1.2 資本減耗引当(5.3)	1.7 政府の財貨サービス経常購入(4.1)
1.3 間接税(4.8)	1.8 国内総資本形成(5.1)
1.4 (控除) 経常補助金— —(4.2)	1.9 輸出と海外からの所得 (6.1)
1.5 統計上の不突合(5.7)	1.10 (控除) 輸入と海外からの所得— (6.4)
市場価格表示の国民総生産	市場価格表示の国民総支出

(現行体系)

才 / 表 国民総生産と総支出

1. 国民所得	6. 個人消費支出
2. 間接事業税-補助金	7. 政府の財貨サービス 経 常 購 入
3. 資本減耗引当	8. 国内総資本形成
4. 統計上の不整合	9. 輸出と海外からの所得
	10. 小 計
	11. (控除)輸入と海外への所得
5. 合計(国民総生産)	12. 合計(国民総支出)

2. 国民所得分配勘定

2.1 雇業者所得 (3.7)	2.10 国民所得 (1.1)
2.2 個人業種所得 (3.8)	
2.3 個人の財産所得 (3.9)	
2.4 法人企業から個人への移 転 (3.10)	
2.5 法人留保 (5.4)	
2.6 法人税および税外負担 (4.7)	
2.7 政府の事業および財産所 得 (4.12)	
2.8 (控除)公債利子(4.13)	
2.9 (控除)消費者負債利子 (3.11)	
国民所得	国民所得
法人所得	

又・左なし、付表に「分配国民所得」の表がある。

3. 個人勘定

3.1 個人消費支出 (1.6)	3.7 雇用者所得 (2.1)
3.2 個人税および税外負担 (4.6)	3.8 個人業主所得 (2.2)
3.3 社会保険に對する負担 (4.9)	3.9 個人の財産所得 (2.3)
3.4 政府へのその他の移転 (4.10)	3.10 法人企業から個人への移転 (2.4)
3.5 海外への移転 (6.5)	3.11 (控除) 消費者買債 利子 — (2.9)
3.6 個人貯蓄 (5.5)	3.12 政府からの移転 (4.3)
	3.13 海外からの移転 (6.2)
個人所得の処分	個人所得

(注) 個人消費支出には、民間非営利団体の消費支出が含まれる。

ホニ表 個人所得とその処分

13. 個人消費支出	18. 勤労所得 (発生額)
14. 個人税および税外負担	19. 個人業主所得 (発生額)
15. 海外への純送金	20. 個人財産所得 個人賃貸料所得 個人利子所得 個人配当所得
16. 個人貯蓄	21. 海外からの純所得
	22. (控除) 消費者買債利子
	23. (控除) 社会保険に對する負担
	24. 振替所得
17. 合計 (個人支出)	25. 合計 (個人所得) 個人可処分所得

4. 政府動定

第3表 財政収支

4.1 財貨サービス経常購入 (1.7)	4.6 個人税および税外負担 (3.2)
4.2 経常補助金(-1.4)	4.7 法人税および税外負担 (2.6)
4.3 個人への移転(3.12)	4.8 間接税(1.3)
4.4 海外への移転(6.6)	4.9 社会保険に対する負担 (3.3)
4.5 政府経常余剰(5.6)	4.10 個人からのその他の移 転(3.4)
	4.11 海外からの移転(6.3)
	4.12 政府の事業および財産 所得(2.7)
	4.13 (控除) 公債利子 (2.8)
経常支出	経常収入

26 政府の財貨サービス 経常購入	32 個人税および税外負担
27 振替支出	33 法人税および税外負担
28 補助金	34 間接事業税
29 海外への純支出	35 官公事業剰余等
30 政府経常余剰	36 (控除) 政府の公債利子
	37 社会保険に対する負担 雇主負担 被用者負担 国民健康保険料お よび国民年金負担
31 合計 (政府支出)	38 合計 (政府収入)

5. 資本形成勘定

5.1 国内総資本形成(1.8)	5.3 資本減耗引当(1.2)
5.2 海外に対する債権の純増(6.7)	5.4 法人留保(2.5)
	5.5 個人貯蓄(3.6)
	5.6 政府経常余剰(4.5)
	5.7 統計上の不整合(1.5)
総資本形成	総貯蓄

中5表 総貯蓄と総資本形成

58 民間総資本形成	61 資本減耗引当
	62 法人留保
59 政府資本形成	63 個人貯蓄
	64 政府経常余剰
	65 (控除) 国際収支差
	66 統計上の不整合
60 国内総資本形成	67 国内総貯蓄

6. 海外勘定

6.1 輸出と海外からの所得 (1.9)	6.4 輸入と海外への所得 — (1.10)
6.2 海外から個人への移転 (3.13)	6.5 個人から海外への移転 (3.5)
6.3 海外から政府への移転 (4.11)	6.6 政府から海外への移転 (4.4)
	6.7 海外にたいする債権の純増
経常受取	経常支出
海外からの純所得	

オケ表 海外収支

39	財貨サービスの輸出	46	財貨サービスの輸入
40	商 品	47	商 品
41	政 府	48	政 府
42	の 他	49	の 他
43	海外からの所得受取	50	海外への所得支払
44	海外人本邦内消費	51	本邦人海外消費
		52	小計(46+50+51)
		53	経常海外余剰(45-22)
		54	国際収支差 ※
		55	(控除) 個人送金純受取
		56	(控除) 政府純贈与
45	外国の経常支払(39+41+44)	57	外国の経常受取(52+53)
			海外からの純所得(43-50)
			本邦人海外純消費(51-44)

(2) 付属表の設置

現行体系では、産業別国民所得、分配国民所得、国民総支出という、生産、分配、支出の各面をあらわす三表と、実質国民総支出の表が付表の形で示されているだけで、上記の個別勘定に関する付属表は定められていない。新体系では、産業連関表をはじめその他の経済計算との統合を明示する表として、また、国際比較と利用度の向上のために、SNAなどの国際基準を参考として、以下のような付属表が設けられた。

たとえば、産業連関表と国民所得勘定の統合を示すのは、「部門別国内生産勘定表」と「産業別国内純生産」の表であり、また、資金循環勘定、国民債借対照表と国民所得勘定の統合においてかけ橋となるものは、「部門別資本取引勘定」(検討中)である。

また、国内総資本形成に関して、主体別、産業別、資本財別の三者の分類を示し、概念的にも、たとえば「生産者耐久施設」を、直接、生産に關係する機械設置、器具備品に限定して、建設部分を別括して、国際基準に合致させている。

分析、利用上の改善に資するものとしては、たとえば、「個人消費支出」に関して詳細な分類が示され、概念的には、民間非営利団体の消費支出を、明確に含め、家計外消費支出を明確に除いたことが指摘できる。

(3) 「国内」と「国民」の概念

現行体系では、「分配国民所得」の構成項目は、「国内ベース」で測られ、それらの合計に「海外からの純所得」を加算することによって、国民所得が算出されている。したがってこれらの構成項目

付 属 表

1. 国民総生産と総支出勘定に関して  
(1) 部門別国内生産勘定表(基準年次について購入者価格表示)

投入 産出	中 間 需 要										最 終 需 要					供 給											
	1 農 業	2 林 業	3 水 産 業	4 鉱 業	5 製 造 業	6	7	8	13 サービス その他	14 家計外 消費支出	15 中間産出計 (124)	16 個人消費支出	17 政府の財貨サ イス購入	18 国内総固定 資本形成	19 在庫品増加	20 輸 出	21 需要合計	生 産 額	副産物および屑	財貨サービスの 購入	関 税	商業マージン	貨物運輸	供給合計			
1 農 業																											
2 林 業																											
3 水 産 業																											
4 鉱 業																											
5 製 造 業																											
6 建 設 業																											
7 ガス・電気・水道																											
8 運輸・通信																											
9 卸小売業																											
10 金融・保険・不動産業																											
11 住宅所有																											
12 公 務																											
13 その他のサービス																											
14 財貨サービス計																											
15 家計外消費支出																											
16 貸借対照表																											
17 間接税補助金																											
18 国内総生産 雇者所得 その他の附加値 (控除)																											
20 副産物および収入																											
21 国内生産額																											



(ii) 要素費用表示の産業別国内純生産

(参考)

現行体系 才6表 産業別国民所得

1	農 業
2	林 業
3	水産業
4	鉱 業
5	製 造 業
a	食料品等製造業
b	紡 織 業
c	パルプ、紙、紙加工品製造業
d	化学工業
e	窯業、土石製品製造業
f	鉄 鋼 業
g	非鉄金属製造業
h	金属製品製造業
i	機械製造業
j	電気機械器具製造業
k	輸送用機械器具製造業
l	その他
6	建設業
7	電気、ガス、水道業
8	運輸業
9	通信業
10	卸、小売業
11	金融、保険、不動産業
12	住宅所有
13	医療、教育
14	その他のサービス
15	公務
16	調整項目

要素費用表示の国内純生産

農	業
林	業
水	産 業
鉱	業
建	設 業
製	造 業
運輸通信その他公益事業	
卸	売 小 売 業
金融 保険 不動産業	
サービス業その他	
合 計 (国内国民所得)	
海外からの純所得	
合 計 (国民所得)	

(参考)

(注) 国民総支出

現行体系 における 国民総支出

個人消費支出
飲食費
被服費
光熱費
住居費
雑費
国内民間総資本形成
個人住宅
生産者耐久施設
法人
個人
在庫品増加
法人
個人
経常海外余剰
輸出と海外からの所得
輸入と海外への所得
政府の財貨サービス購入
経常購入
資本形成
合計 (国民総支出)

1 個人消費支出
飲食費
被服費
光熱費
住居費
雑費
2 国内民間総資本形成
総固定資本形成
在庫品増加
3 経常海外余剰
輸出と海外からの所得
(控除) 輸入と海外への所得
4 政府の財貨サービス購入
経常購入
中央政府
地方政府
総資本形成
中央政府
地方政府
市場価格表示の国民総支出

(注) 個人消費支出の内訳は、品目分類によっている。なお、民間非営利団体の消費支出は雑費に含まれる。

2. 国民所得分配勘定に關して

(i) 国民所得の分配

1	雇⽤者所得
a	賃⾦、俸給
b	その他の給与および手当
c	社会保険雇⽤負担
2	個人業主所得
a	農業
b	その他
3	個人の財産所得
a	賃貸料
b	利子
c	配当
4	法人企業から個人への移転
5	法人留保
6	法人税
7	政府の事業および財産所得
a	政府企業の利潤
b	賃貸料、利子および配当
8	(控除)公債利子 (控除)消費者負債利子
国民所得	

(参考)

現行体系 表 7 表 分配国民所得

勤勞所得
賃⾦および俸給
その他
個人業主所得
農林水産業
その他
個人賃貸料所得
個人利子所得
法人所得
法人税
個人配当
法人留保
官公事業剰余等
海外からの純所得
(控除)政府と消費者の負債利子
合計 (分配所得)

3 個人勘定に関して

(i) 支出品目別個人消費支出

1 家計消費支出
a 食品
b 飲料
c 煙草
d 被服その他の身の回り品
e 燃料および灯火
f 賃貸料および水道料
g 家具備品および世帯道具
h 家賃、維持費
i 化粧および保健
j 交通および通信
k リフレッシュおよび娯楽
l その他のサービス
m 使途不明
2 民間非営利団体の消費支出
3 国内における非居住者の消費支出
4 (控除) 海外へ送られた現物贈与(税額)
5 小計: 国内消費支出(1~4)
6 海外における居住者の消費支出
7 (控除) 国内における非居住者の消費支出
個人消費支出(5~7)

(ii) 支出形態別家計消費支出

1 耐久財
2 非耐久財
3 サービス

4 政府勘定に関して

(i) 一般政府財貨サービス購入の経済的機能的分類  
(検討中)

(ii) 一般政府経常支出の形態別分類

	非防衛費		防衛費		合計
	人件費	物件費	人件費	物件費	
中央					
地方					
合計					

⑧(川) 政府企業総資本形成の産業別分類

資本形成	産業別				計
	建設業	製造業	商業	鉱業	
減価償却費	中央				
	地方				
在庫品増加	計				
固定資本形成	建設業				
	製造業				
住宅	建設業				
	製造業				
住宅所有	建設業				
	製造業				
金融・保険・不動産業	建設業				
	製造業				
その他	建設業				
	製造業				
合計					

5 資本形成勘定に関して

(1) 国内総資本形成の主体別、産業別、資本財種類別

分類表

主体別	産業別	資本財種類別
民間総資本形成	総固定資本形成	総固定資本形成
建物	農林水産業	土地(造成改良等)
住宅	鉱業	建物
家計	製造業	住宅
法人企業	建設業	非居住用建物
非居住用建物	運輸通信公益事業	構築物
法人企業	電気・ガス・水道業	機械装置
個人企業	運輸・通信業	器具備品
民間非営利団体	卸小売業	大動植物
建物以外の建設	卸売	在庫品増加
法人企業	小売	製品商品
個人企業	金融保険業	仕掛品
生涯者耐久施設	不動産業	原材料貯蔵品
法人企業	住宅所有	
個人企業	銀行取	

在庫品増加	サービス業	
法人企業	在庫品増加	
個人企業	農林水産業	
政府総資本形成	製造業	
固定資本形成	建設業	
中央政府	卸小売業	
一般政府	卸売	
政府企業	小売	
地方政府	運輸・通信・公益事业	
一般政府	その他	
政府企業		
在庫品増加		
中央政府企業		
地方政府企業		
調整項目	調整項目	
国内総資本形成	国内総資本形成	国内総資本形成

(ii) 国内総資本形成の部門別、形態別二重分類表

形態 部門	建設			政府 建物以外 の建設	在庫品 増加	計
	住宅	建物				
		住宅	非住宅用建物			
国内民間総資本形成						
国内政府総資本形成						

(iii) 部門別資本取引勘定（検討中）

6 海外勘定に関して

(1) 海外勘定の細目表

1 財貨と非要素サービスの輸出
(a) 商 品 (f o b)
(b) 貨物運賃および保険
(c) その他の運輸
(d) その他の非要素サービス
(e) 非居住者(外国人)の国内消費支出
旅行
その他
2 海外からの要素所得受取
(a) 投資所得
(b) その他の要素所得
3 合 計：財貨、サービスの輸出と海外からの所得受取
4 財貨と非要素サービスの輸入
(a) 商 品 (f o b)
(d)
(e) 居住者(日本人)の海外消費支出
旅行
その他
5 海外への要素所得支払
(a) 投資所得
(b) その他の要素所得
6 合 計：財貨、サービスの輸入と海外への所得支払
7 輸出入と所得の収支差(経常海外未割)
8 海外からの移転
9 (控除)海外への移転
10 海外にたいする債権の純増

が計上される個別勘定については、それが、「国内ベース」か「国民ベース」か、の点で必ずしも明確化されていない欠点があった。

この点に関して、新体系では、勘定は「国民ベース」で置き、「国内ベース」を必要とする場合(たとえば、産業連関表との統合を明示する場合)には付属表において、「国内ベース」を示すこととしている。しかしながら、勘定においても、国民総生産や国民所得の総額が、たがちに、国内総生産、国内所得に転換できるように、海外勘定の欄外に、「海外からの純所得」が掲げられている。

(4) 法人所得のとり扱い

現行の「分配国民所得」は、機能別と制度別、いいかえれば、生産要素別と経済主体別の混合した構成項目からなっている。この点に関して、新体系では、「国民所得の分配」としてとらえ、したがって、所得の最終受取者別に表示することとした。

この処理によって、現行の「法人所得」は勘定から姿を消した。しかしながら、法人企業の動向は、「法人留保」だけでは測りえず、この法人留保自体の推計にも問題を含むとの批判を考慮して、「国民所得分配勘定」の欄外に「国民ベース」で測った「法人所得を掲げることとしている。

(5) 移転項目のとり扱い

現行体系では移転項目(*transfer*)の表示に関して、*gross*、*net* と区々であり、統一されていない。理論的にも、*gross* と *net* の優劣の決め手はないように考えられるので、新体系では、理解の容易のために、受、払の両建て、つまり *gross* 表示に統一している。

(6) 用語の改訂

現行体系において、必ずしも適切でないと考えられる用語に改訂を加えた。たとえば、「勤労所得」を「雇用者所得」に、「国際収支差」を「海外に対する債権の純増」に改訂している。